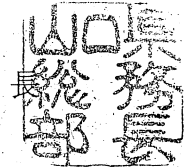




平 31 消防保安第 415 号  
令和元年(2019年)7月29日

高圧ガス製造事業所長 様

山 口 県 総 務 部



### 高圧ガス保安法の遵守について（要請）

高圧ガスの保安対策の推進につきましては、平素から格別の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、下関市の高圧ガス製造事業所において、高圧ガス保安法（以下、「法」という。）の事故について、法第26条に規定される危害予防規程が遵守されず適切な対応がとられず、法第36条第2項及び第63条第1項に基づく届出等が実施されなかったことが判明しました。

高圧ガスによる災害の防止は、法の規制とともに、自主保安活動を促進することで達成することとされ、企業の法令遵守が強く求められているなか、自らが規定している危害予防規程が遵守されず、基本的な手続き違反行為に至ったことは、誠に遺憾であります。

つきましては、各事業所におかれても下記事項に留意され、法令遵守の徹底と、類似事案の発生防止に万全を期されるよう要請します。

記

#### 1 法令遵守の徹底

高圧ガス保安法には、工事時に行う手続きに限らず、災害の防止のための規定が定められており、法の理解の促進を図るため、施設の運転や工事に関わる者のみならず、役職者を含む全関係者に法令教育の機会を設けるなど、法令遵守の徹底を図ること。

#### 2 危害予防規程の確実な実行

危害予防規程は、事業者自らが法の基準等を事業所の実体に即して具体化し、作成したものであることを理解し、規程を確実に実行することにより、事故防止の万全に期すること。

#### 3 事故防止に向けた取組みの強化

高圧ガスを取り扱う者として、高圧ガスは、その特性から、公共の安全を脅かす危害を伴う事故が発生する可能性があることを理解するとともに、関係者それぞれが自主保安を担う立場であることを自覚し、事故防止に向けた取組みを推進すること。

消 防 保 安 課  
産 業 保 安 班  
TEL 083-933-2374